

特定非営利活動法人の 管理・運営の手引

令和6年3月

群 馬 県

特定非営利活動法人の申請や届出手続について

特定非営利活動法人（NPO法人）は、法令に基づき各種の手続を行う必要があります。この手引は、NPO法人の皆さんが群馬県に申請や届出をする場合の手続を説明しています。法人運営事務の参考としてください。

なお、この手引に記載されている申請や届出の様式は、群馬県ホームページからダウンロードすることができます。

（URL：<https://www.pref.gunma.jp/site/npoborantia/>）

※＜事務の権限が移譲されている市町村＞にのみ事務所を置く法人の各種手続きについては、それぞれの市町村へお問い合わせください。

＜事務の権限が移譲されている市町村＞

館林市、藤岡市、玉村町、明和町

目 次

1 事業報告書等の提出及び情報公開	………… P. 4
2 役員の変更等の届出	………… P.27
3 定款変更の手続	………… P.36
4 解散及び合併の手続	………… P.45
5 所轄庁による監督及び罰則	………… P.51
6 認定NPO法人制度の概要	………… P.54
7 関係法令等	………… P.60
・ 特定非営利活動促進法	……P. 61
・ 群馬県特定非営利活動促進法施行条例	……P.112
・ 群馬県特定非営利活動促進法施行条例施行規則	……P.118
・ 組合等登記令	……P.122
・ 規則別記様式（第1号～第15号）	……P.128

この手引では、次の略称を使用しています。

法……特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）

条例…特定非営利活動促進法施行条例（平成10年群馬県条例第38号）

規則…特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年群馬県規則第78号）